

(第3期)

第1回松本市子どもにやさしいまちづくり委員会会議録

平成30年2月13日(火)
午後1時30分～3時30分
松本市役所 第一応接室

1 出席者

(1) 委員 15名中12名

荒牧重人会長、森本遼副会長、豊嶋さおり委員、大月悦子委員、一ノ瀬浩子委員、柳澤厚志委員、海野智絵委員、吉澤由紀子委員、臼井和夫委員、岡田忠興委員、神津ゆかり委員、山口茂委員

(2) 事務局

こども部長、こども育成課長、育成担当係長、児童担当係長、育成担当者、子どもの権利相談室「こころの鈴」室長

2 事務局(こども部長)あいさつ

いよいよ第3期の委員会が始まり、今回から新たに3名の委員に加わっていただきました。皆様もご存知の通り、菅谷市政は平成16年に始まって以来、子ども施策について力を入れ、平成25年には子どもの権利に関する条例を施行しました。この条例を柱として、本市では、子育て支援のみならず、子どもたち自身の育ちを支える施策に力を入れて取り組んでおります。

第2期委員の皆様からいただいた、子どもにやさしいまちづくり推進計画の中間報告書にも、冒頭のごあいさつで触れていただいた通り、本市では、子育て支援のみならず子ども支援にも力を入れております。これを実現するために、中間報告の提言後、庁内全課が出来ることから始めるという姿勢で取り組んでいます。まもなく公表される平成30年度の当初予算編成の特徴では、子どもや若者の成長の後押しに全庁的に取り組む方針が現れています。詳細については、次回以降に報告したいと思います。

しかし、市の施策で重要なのは、予算が認められるか否かではなく、配当された予算を元に、条例の理念を反映させながら取り組みを重ねていくことです。こうした取り組みを支えていたっているのがこの委員会でもありますので、引き続きご支援をお願いしたいと思います。

3 会長・副会長の選出

(1) 選出結果

<事務局 条例施行規則第15条により、委員相互の選出に基づくことを説明。委員からの意見がなかったため、会長に荒牧委員、副会長に森本委員を提案し、会の承認を受けた。>

(2) 会長あいさつ

条例策定時から関わっていますが、何か分からないことがあれば議論の途中でも遠慮なく言っていただきたいと思います。皆さん、普段から様々な立場で活動されていると思います。委員会で提出する報告書等は、無理に整った内容にする必要はなく、皆さんの特徴が反映されたものになれば良いと考えています。

(3) 副会長あいさつ

副会長という立場ではありますが、一委員として意見を出していきたいと考えていますので、宜しくお願いいたします。

4 会議事項

(1) 松本市子どもの権利に関する条例及び子どもにやさしいまちづくり推進計画、松本市子どもにやさしいまちづくり委員会について

<事務局 資料に基づいて説明>

【会長】

条例のもつ意味や委員会の果たす役割、中間報告について補足意見等あればお願いします。なければ、折角ですので、公募委員の皆さんから何か気になったこと等ありますでしょうか。

【委員】

1期目の委員を務めた後、2年間、委員会の外から条例や子どもにやさしいまちづくりについて見てきました。現在、どの程度条例が市民のなかに浸透しているのか、どのように上手く機能しているのかお聞きしたいと思いました。

【委員】

中間報告については、新聞で見ました。提言の内容が、具体的に市の施策にどの程度活かされているのか、またはこれから活かされようとしているのかを知りたいと思います。

【委員】

私は、公民館報の編集委員を務めていたこともあり、条例のことを知っていますが、一般的な市民の方は、条例の存在自体を知らない人も多いのではないかと思います。条例について、更にPRできれば良いと思います。

【会長】

中間報告は市民向けに公表していますか。

【事務局】

ホームページに掲載しています。

【会長】

何か反応等ありましたか。

【事務局】

中間報告について、新聞記事に取り上げていただいたことはありますが、内容についての

問い合わせは今のところありません。

【会長】

他市でも子どもの権利に関する条例は制定されています。他の自治体では市民に浸透しているかと言うと、必ずしもそうではありません。しかし、少なくとも行政の中に浸透しつつあって、条例に基づいて施策が展開していることも間違いありません。ただし、こうした条例は、行政や議会が進めれば実現するわけではありません。子どもを含めた市民社会全体で、条例を実施していかなければ実現しません。当面は、行政サイドでどのように具体化していくか、そして市民社会のなかでどのように活かしていくのが、引き続きかつ重要な課題となります。

市長は、子どもの権利に対して深く理解をしてくれていますが、同時に、なぜ近隣の自治体を始めとして、この条例が広がらないのかと投げかけています。これについて、中間報告書の17ページにも記載していますが、条例が広まらない理由の1つは、松本市の取組みが国内的、国際的に見てもチャレンジングであることです。

どの自治体の選挙を見ても、子育て支援の充実といった施策は必ず挙げられることですが、今を生きる子どもたちへの支援を研究する人はほとんどいません。子育て支援は、本来であれば今を生きる子どもにも届かなければならないに関わらず、子育て支援・子ども支援と言わざるを得ない状況がありますが、松本市では、まち全体で子どもの育ちを支援するという挑戦的な取組みをしています。

また、松本市は、今日において様々な意見が出される、子どもの権利という視点を置いて取り組んでいます。「子どもの権利」という言葉を聞くと、すぐに「子どものわがままを助長している」といった批判や義務論が生じてきますが、あえて子どもの権利という強い考え方を元に、子ども自身が自分の人生の主人公であり、1人の人間として権利が保証されるという立場に立って進めるという点が挑戦的であると考えます。

さらに、「こころの鈴」という公的な第三者機関を置くことも挑戦的と言えます。いじめ防止について第三者機関が調査することはよくある話ですが、松本の制度は、いじめに限らず、困ったり苦しんだり、手助けしてもらいたいとき、「こころの鈴」に相談することができます。「こころの鈴」は、単に子どもを相談の対象とするのではなく、子ども自身の思いや願いに寄り添いながら、子どもにとって一番いいことは何かを考えて解決を目指しています。これは、世界的に見ても珍しく、比較的新しい取組みです。

もう一つは、この委員会のシステムそのものです。委員会については、行政が一番戸惑っていると思います。委員会は、完全に独立しているわけではありませんが、第三者的な委員会として、行政と市民社会や機関を繋ぐ役割があり、そうした上で、独自に条例の実施状況を検証します。ここで、あえて「評価」ではなく「検証」という言葉を用いていますが、「評価」となると規準の物差しがあって判断していくというかたちになるのに対し、「検証」とは、現場や行政の声、子どもの声を踏まえながら条例の実施計画の実施がどうなっているかをお互いに検討しあい、成果を確認したうえで、課題を共有し、今後どうすべきかを検討しています。こうした検証を行う委員会はあまりありません。行政の評価というと、PDCAのサイクルに基づくことが多いのですが、この委員会では、単なるPDCAサイクルを越えて検証しています。

このように、挑戦的な取組みをしている以上、簡単には広がっていかないものであると考えています。中間報告書にも記載しましたが、課題を挙げるばかりではなく、条例や計画、機関や委員会があることで、行政の施策に良い面が出てきていること、何よりも子どもたちにとって良い面があらわれていることを確認していくことが必要です。最近、未来委員会の取組みやこころの鈴の取組みは成果が出てきています。これは、実際に子どもの声を聞いているからですが、こうしたことをアピールしていく必要があると考えています。

他になければ、中間報告についてご尽力いただきました、ワーキンググループの責任者の皆さんから補足をいただけますか。

【副会長：相談・救済グループ】

相談・救済については、こころの鈴の取組みを中心に報告をまとめていきました。相談室を訪問し、実際に状況を見て、相談室の環境等、気になる点は課題として記載した通りです。行政の取組みである以上、予算との関わりもあり、すぐに実現に移すことは難しいと思いますが、より良いものにしていくためにも引き続き取り組んでほしいと思っています。

また、相談の中心は子どもではありますが、子どもだけでなく保護者への周知の方法等を検討していく必要があると感じました。

【委員：権利の普及・学習への支援グループ】

行政主導ではなく委員主導で意見をまとめたことで、率直な意見を提示することができたと思います。会長のお話にもありました通り、子どもの権利について、行政内で確実に浸透、進歩していることは同意見です。私自身も、児童センターでの読み聞かせ等で子どもと関わっていますが、児童センターに、こころの鈴のポスターや未来委員会の子どもたちが作った子どもの権利の周知ポスターがあることで、市民としての浸透も感じています。特に、未来委員会の子どもたちが作成したものは、子どもの手書きであるが故に子どもたちの目を引いています。

しかし、27年度のアンケート結果では、条例が制定された当初よりも条例の認知度が下がっている現状があります。これをどうしたらいいかを中間報告で考え、子どもの権利の普及や学習への支援について、グループの皆さんと一緒に考えていきました。中間報告以降、特に期待していることは、第二次教育振興基本計画に子どもの権利条例の推進というものが追加記載されたことによる進展です。こちらの計画策定にも委員として関わりましたが、社会教育委員の方々も子どもの権利について学んでくださり、権利の推進を教育振興基本計画の中に位置付けるべきと助力をいただきました。これにより、学校での権利学習の位置付けやコミュニティスクールでも、子どもの権利についての認識や意識が広がっていくことを期待しています。合わせて、子どもの未来応援指針についても、子どもの権利条例の理念に基づいて策定されていますので、反映されていくことを期待しています。

最後に、中間報告書5ページのオにも記載しましたが、担当課・関係課による調整会議と民間団体の活用については、更に進むことを強く期待しています。前段でも庁内での調整、連携を多く謳っていますが、庁内連携による子どもの権利を推進していける体制を期待するとともに、なかなか進んでいない民間の有効活用についても一緒に考えていきたいと思っています。

【委員：意見表明・参加グループ】

ワーキンググループでは、まとめていくのにも苦心しましたし、事務局に迷惑をかけた印象がありましたが、実際に委員の手で作りに上げたものを見てみると、今後の検証のためにも、一度中間地点で振り返って考える良い機会になりました。

子どもの権利の普及について触れますと、浅間児童センターでこころの鈴の出張講座がありました。演劇で、夫婦喧嘩の場面を見た子どもが「やめて」と言う様子から、子どもが家庭でこうした場面を見ているのかな、こういう場面を見せてはいけないなと肌で感じました。

【会長】

条約や条例については、やはり学校を通じて知ることが一番多いです。

学校から見たときの家庭や地域の状況、子どもの状況等あると思いますが、折角ですので、先生方から何かご意見ありますでしょうか。

【委員】

中間報告書作成の際には、権利の普及・学習への支援グループに入りました。昨年度の11月に、子どもの権利に関わる放送があったことは聞いていました。実際にどんな放送なのか、自分の学校ではどの程度広まっているのか気になっていました。今年度、放送内容の検討にも関わって、子どもたちに権利が普及していかない理由について、子どもには難しくて分からないから簡単に教えた方が良いという大人の考えも関わっているように感じました。こうした重要な条例があることは、確かに難しいことであっても、小さいうちからしっかりと伝えていかなければいけないと思います。今年度、実際に放送を聞いていた先生からも「1年生には難しいのでは」という意見がありました。しかし、小学1年生から聞けば6年間放送を聞くことになりすし、中学生になっても聞くことになりす。初めて聞いたときは分からなくても、「去年聞いた気がする」から始まって「そういう意味だったのか」というところにたどり着くまで、少しずつでも継続していくことは大切だと思います。

子どもの権利学習のパンフレットの改定についても、中間報告に記載されていますが、中間報告後、すぐに市役所から改訂版を作成したいと相談を受けました。9月の中間報告までの動きというよりも、9月以降の動きは速いと感じています。

子どもの権利の学習について言えば、今日伝えたから明日には分かっているというわけにはいかないと思います。やはり、何回も積み重ねていくことが大切なのではないでしょうか。

【委員】

今年度から委員として関わり、これだけ丁寧に条例のこと、子どもたちのことを考え、子どもの権利の更なる発展に力を入れていただいていたことを有難く思っています。

11月の子どもの権利に関する校内放送に際しては、校長会のなかでも紹介し、11月に学校で放送される意味を伝えたいと、校長会としても権利条例を大切にしていきたいと思いますと呼びかけました。ひとつの取組みを受けて、全てが一度に変わることは難しくとも、こう

して少しずつ変わっていくことが大切だと考えています。私も、校長講話で条例について取り扱い、学校だよりも掲載しました。学校だよりは、通学区である全ての町会に配られるので、町会に属する市民の皆さんに見てもらうことができます。こうして、それぞれの立場に関わる場所で、少しずつ条例を広げていくことができれば良いと思います。他にも、児童センターの運営委員会でもお話があり、様々な場所で意識が変わってきており、有難いことだと思います。

私自身30年度の課題として意識しているのは、条例に謳われている「すべての子ども」の「すべて」という言葉の重さです。子どもたちにはそれぞれ個性もあり、苦手なこともあります。松本市では、自分の問題は自分で解決する力をつけていくことを大事に思っていますので、条例が「すべて」という言葉にこめた思いを大切にしていきたいと思っています。

中間報告の際には、居場所づくりのグループに入りましたが、例えば児童センターの運営や、はぐルッポでのボランティア等、子どもが積極的に関わる場ができています。これらを含めて、子どもの持っている力を更に引き出していければと思います。

【会長】

子どもの権利について、大切なことであると尊重するか、わがままを助長すると否定するかの違いには、その人が、子どもの力を信頼しているかどうかの違いが表れていると思います。子どもの力を信頼して、それを更に伸ばせるような社会になっていけば良いと思っています。

ここまで、それぞれの委員さんに一言ずついただいています。折角ですので、他の委員さんからもいかがですか。

【委員】

今は、条例をどうにかたちで具体化していけるのか、自分ができることを考えているところです。保育園の園目標として、子どもの権利を大切にすること、子どもが安全で安心できる環境を大切にすることを挙げる園も多くあります。こうしたことから、子どもの社会を大事にする流れができていると感じています。私は、子育てに関わることが多くありますが、自分の立場で子どもの権利を大切にしていくために、どんな関わり方ができるのか、考えています。

【会長】

権利ありきではない視点は重要です。子どもの権利はこうあるべきだと示すのではなく、どうやったら貢献できるかを考えること自体が重要なプロセスです。

しかし、条例と言われると難しいところが否めないと思いますが、いかがですか。

【委員】

親の立場として考えていくと、子どもの視点に立つことが多くあります。委員会や取組みがどこまで浸透しているか、外から見ることにはなりますが、子どもの権利の活動をしている人には意識があっても、活動に加わらない人の方が多いのが現状だと思います。様々な取組は有難いのですが、どうしても、子どもの現実と大人の活動にギャップが出てきているので

はないかと思うことがあります。

中間報告では、居場所づくりのグループに入りました。私自身、子どもが中学2年生のときに、不登校になったことがあります。当時は、こころの鈴の存在も知らずにいました。徐々に、こうした会議に出席する立場になり、はぐルッポとつながることができ、学校の先生方がどんな活動をされているのかを知り始めました。義務教育課程の子どもは、多くの大人の目が届く状態だと思いますが、高校生になったときはどうなのだろうかと考えます。知り合いの子どもが、高校に行けなくなったとき、子どもにどうしたらいいか教えてくれる先生も、頼れる大人もいない状況だったようです。どうしたらいいか分からない状況にいる子どもの気持ちをだれが汲み取っていくのか、難しいことだと思います。

子育てを始めとして、子どもに関わることには様々な支援をいただき、行政も関わってくれています。しかし、元々の取組みは、誰のためかと言えば子どもたちのためにあります。多くの活動が「すべての子ども」に届くには、すべての市民が関わっていくべきだと考えています。そのためには、もっと多くの方に条例を広めていくことが必要です。例えば、コミュニティスクールについて、学校のすぐ傍にある児童センターや公民館の関係者の方々はよく知っていて、意識があっても、学校から離れていくにつれて、意識は薄れていくというのが現実ではないかと思います。

こうしたことについて考えていくきっかけを得たばかりですので、まとまっていませんが、以上が私の考えです。

【会長】

どの時代のどんな場所でも、子どもの思いや願いと、大人の活動にはギャップがあるのが実際のところですが。重要なのは、ギャップがあることを自覚すること、そのギャップを大人の思いで縮めようとするのではなく、子どもたちの立場から縮めようとするのが、条例の理念でもあり、子どもの権利の考え方だと思います。

しかし、こうして言葉で言うのはとても簡単であっても、実際にどうするかというのは確かに非常に難しいのが現実です。

【委員】

条例と言われるだけで引いてしまう部分があり、大人にも広まっていかないのではないかと思います。子どもを持つ親としては、学校や児童センター、保育園等で、子どもが子どもの権利について学んで、それを家庭に持ち帰り、話してくれることで、家庭にも広まっていくことを期待しています。

【会長】

以前から強調していますが、子どもの権利と言っても、子どもだけの権利が保証されるわけではありません。子どもに関わる親や保育士、教職員等の大人も含めて権利保障を考えていかなければなりません。

国連の子どもの権利委員会では、乳幼児期の子どもの権利を重視しています。乳幼児期に子どもの権利を保障していくことが、子どもにとっても、家庭にとっても、更には社会にとっても重要であるとの見解を示しています。乳幼児期だからこそ、単なる保護の対象として

子どもを見るのではなく、保障や権利のありようは発達に応じて異なるとしても、子どもは生まれたときから全ての権利を持っていると考えていくことが必要です。

子どもの権利の先駆者として、コルチャックという人がいます。ポーランド出身のユダヤ人である彼は、第二次世界大戦のときに、子どものための施設を作り、子どもの権利の理念をおいて運営していました。ホロコーストの際、著名だった彼は、助かる道があったにも関わらず、自分だけ助かるのではなく、子どもたちと一緒にガス室に送られることを選びました。彼は、医学部の学生の頃から、子どもは徐々に人間になるのではなく、生まれたときから既に人間であるという考え方を示し、子どもはその時々人間として尊重していくべきであるとしています。もちろん、子どもたちは周りのサポートなしに成長していくことはできませんが、単なる保護の対象として子どもを見るのではなく、先程委員さんのお話にもあったように、子どもだから分からないだろうと決めつけてしまうのではなく、重要なメッセージは送っていくことが必要です。松本の場合は、子どもの権利に関わる紙芝居を作っており、乳幼児期から権利の普及に取り組んでいこうという姿勢があります。こうした取組みを通して保護者にも伝えることについては、先程のお話も意識しながら進めていきたいと思えます。

(2) 中間報告以降のこども育成課の実施事業について

＜事務局 資料に基づいて説明＞

【会長】

今回の委員会では、中間報告を受けて、各課がどのように事業に取り組んでいくのかという部分を明確にしていきたいと思っています。

先程の報告にもありましたが、全国自治体シンポジウムでは、全体会で部長とはぐルッポによる報告があり、分科会では未来委員会の報告や意見交換が行われました。どちらも評判が良かったと思います。12月に茅野市で行われた子どもの権利条約フォーラムでの未来委員会メンバーの報告も、しっかりと自分たちの意見を言っており、会場内では驚きをもって受け止めていました。

中間報告で指摘を受けた事項について、こども育成課では既に取り組みが進んでいると思いますが、他課も含めて改めて検証を進めたいと思います。

(3) 第3期委員会のあり方と進め方について

【会長】

実際にどのような内容で取り組んでいくかは、委員会で決めることですので、資料3にある、委員会の開催時期や内容はあくまで案ということになります。中間報告をまとめるにあたって、委員会から出た意見を、6回の委員会のなかで整理していく流れになります。

第3期委員会の大きな役割は、第二次推進計画に向けた答申と委員会の自己検証です。委員会自身が、今後どのように進んでいくのかということを終盤の委員会で整理していきたいと思えます。

<事務局 資料に基づいて報告>

【会長】

中間報告の17ページにも記載しましたが、第3期では、特に今日的な問題である、虐待、いじめ、貧困の問題から見たとき、推進計画がどこまで有効なのかを検証していきたいと思います。

また、子どもたちからの意見の聞き取りや反映ができていないので、子どもたちとの対話を進めたいと思っています。子どもと対話する際には、委員会の方から、児童センターや学校等、子どもたちのいる場所に出向くことになります。

さらに、子どもの権利のアンケートについても、第二次推進計画策定にあたって必須データとなりますので、項目の見直し等に取り組みます。

中間報告でも委員会の進め方について触れている部分がありますが、第3期の活動は第3期の委員が決めることです。時々によって変更することもあるかと思いますが、進め方についてご意見があればお願いします。

【こども部長】

補足として、第1期以降の全庁的な動きをここでお伝えしておきたいと思います。資料2の3ページの計画の位置付けにも記載の通り、平成25年に条例制定後、28年には松本市総合計画が発表され、子どもの権利の推進が重点施策に含まれました。いじめ問題に対する基本方針や子どもの未来応援指針にも、条例の理念が反映されています。子どもの未来応援指針では、貧困問題に対する実態調査を市独自で実施し、それをもとに、経済的な貧困に限らない貧困、子どもたちの心や子どもたちの置かれている環境の改善について、居場所を通じた社会として支えていくこととしています。実際に、29年度には、居場所づくりの民間団体に対し、県内で初めて交付金を支給することで、活動を支援しています。

市全体ではどうかというと、庁内も徐々に浸透し始めた段階というのが実際のところです。課によっては、子どもに分かりやすいパンフレットを作る等、事業に子どもの視点を取り入れる動きも出てきています。先程から会長のお話にもあります通り、役所ではPDCAサイクルでの数値によるチェックが多いため、この委員会で数値に頼らずに、「事業の前後で子どもにどんな変化があったのか」等、異なる検証を受けることで、庁内の意識も徐々に変わってきていると思います。

【委員】

資料3にある、市全体の政策方針、キッズ・ユースデモクラシーとはどういうものなのでしょうか。ご説明いただいた通り、総合計画があり、いろいろな指針があり、更にこれに取り組んでいこうという方向なののでしょうか。

【こども部長】

キッズ・ユースデモクラシーは、市長の造語になります。シルバーデモクラシーは、高齢社会における選挙での高齢者意見の優位性を意味し、あまり良い意味では使われませんが、このキッズ・ユースデモクラシーは、市長が市民から「自分たち高齢者は我慢するから、子

どもたちに使ってくれ」と言われることが多いことを受け、子どもや若者を後押しするような施策をKYデモクラシーとして進めていこうという意味です。KYデモクラシーについて、各課で何ができるか考えるように投げかけがあり、事業の拾い出しを行った経過があります。

【委員】

KYデモクラシーに加え、子どもにやさしいまちづくりに取り組むというように、様々な視点を重ねていることになるのでしょうか。

【こども部長】

6月の段階から、来年度に向けた3箇年の事業計画を考える際、子ども・若者という視点で、既存の事業を見直したり、新規事業を立ち上げたりということを各課で考えました。そのなかで評価されたものが、今回の当初予算に反映されています。新規の事業もありますが、今までの事業に、子育て・子育ての支援という視点を加えて更に拡充しているものもあります。詳しい資料は、次回お示しできると思います。

【会長】

施策は重なり合うものですが、どのように重なるかを明らかにすることも必要になってきます。子どもにやさしいまちづくり推進計画は、18歳未満の子どもを中心に置いた計画ですが、若者施策にどうつなげるのか、第二次推進計画ではそういった視点も持たなければならないということも、この10年の大きな課題です。自治体によっては、部課の名称を子ども・若者部（課）という編成にしようとしているところもありますが、位置付けや視点がどうなっていくのか、行政サイドから分かるように示さなければ、言葉だけが独り歩きしてしまいます。

委員会について、各回で取り組む内容は、予定通りには進まないと思います。3回目の5月に予定されている内容は、29年度の事業量調査の検証に時間がかかるため、もう一方の今日的な課題の検討についてまでは着手できないと思います。次回、内容を検討しながら進めていきたいと思います。

他に、ご意見はよろしいでしょうか。

それでは、第3期では、第二次推進計画の策定にあたり、今日的課題、子どもの権利アンケート、子どもとの対話、各部署での取り組み状況の検証といった内容で進めたいと思います。